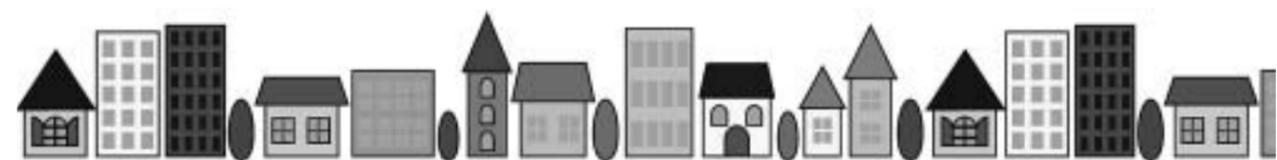


固定資産税(市税)	
制度の概要	代替住宅用地の取得に係る特例 代替家屋の取得に係る特例
内容	<p>①代替住宅用地の取得に係る特例 震災により滅失または損壊した家屋の敷地(被災住宅用地)の所有者などが、被災住宅用地に代わる土地(代替土地)を取得した場合は、取得した土地のうち、被災住宅用地に相当する面積を住宅用地とみなし、取得後3年度分、固定資産税額のもととなる課税標準額を小規模住宅用地は6分の1、一般住宅用地は3分の1に軽減します。</p> <p>②代替家屋の取得に係る特例 震災により滅失または損壊した家屋(被災家屋)の所有者などが、被災家屋に代わる家屋(代替家屋)を取得した場合は、代替家屋の固定資産税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、最初の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額します。</p> <p>■代替住宅用地・代替家屋の取得に係る特例の適用要件</p> <p>▷被災住宅用地の要件 被災家屋の敷地で、平成23年度に住宅用地であった土地</p> <p>▷被災家屋の要件 震災により滅失または著しく損壊した家屋で、解体撤去、売却などの処分をした家屋 ※物置などに用途を変え、現に使用している場合は対象となりません。</p> <p>▷代替土地の要件 原則として、被災住宅用地の所有者が被災住宅用地の代わりとして取得した土地</p> <p>▷代替家屋の要件 原則として、被災家屋の所有者が被災家屋の代わりとして取得した家屋 ※被災家屋と種類、用途が同一のものに限ります。</p> <p>■代替住宅用地・代替家屋の取得に係る特例の対象者 特例を受けることができるのは、特例の適用要件を満たしている土地または家屋について、次のいずれかに該当する人などです。</p> <p>①被災住宅用地、被災家屋の所有者(共有物の場合は、その持ち分を有する人) ②被災住宅用地、被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人 ③個人の被災住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地に新築される家屋に被災住宅用地の所有者と同居する予定であると認められる人 ④個人の被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族 ⑤被災住宅用地、被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人、または合併により設立された法人など</p> <p>※震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得した場合は特例の対象となりません。</p> <p>■対象期間 平成23年3月11日から平成33年3月31日までに取得した土地・家屋が対象です。 ※被災家屋は、期間内に処分されていることが必要です。</p> <p>■申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替土地または代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書 市町村長が発行するり災証明書、解体証明書など 代替土地・家屋の不動産登記簿謄本の写し、または売買契約書、工事請負契約書の写しなど 被災住宅用地の面積、または被災家屋の床面積を証する書類(固定資産証明書など) 相続人などが特例の適用を受ける場合は、相続人などに該当する旨を証する書類(戸籍謄本など) 三親等内の親族が特例の適用を受ける場合は、三親等内の親族であることを証する書類(戸籍謄本など)
問い合わせ先	市役所税務課資産税係(☎内線155・156・159)



～国税・県税・市税～

東日本大震災に関する 税の軽減制度を紹介します

国や県、市では、東日本大震災で被災された人を対象に税の負担軽減を図っています。

現在施行されている国税、県税、市税の主な軽減制度を紹介するので、復旧・復興の一助としてお役立てください。

各制度の詳しい内容などは、お問い合わせください。



《住居などの再建に関する軽減制度》

不動産取得税(県税)	
制度の概要	被災代替土地の取得に係る特例 被災代替家屋の取得に係る特例
内容	<p>不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに課税される県税です。東日本大震災により所有する家屋が被災し、その代わりとなる家屋やその敷地を取得した場合は、申請により税額が軽減されます。</p> <p>■特例の要件</p> <p>①被災した家屋を所有していた人(相続人、同居する3親等内の親族を含む)が、「代わりとなる不動産を取得した場合」で、 ②り災証明書の「り災程度」が「全壊」の場合、または「半壊」以上で被災家屋を取り壊し、滅失登記を済ませている場合が対象となります。 ※住宅が被災し新たに店舗を取得した場合など、「代わりとなる不動産」として認められない場合があります。 ※土地だけを取得した場合は、軽減の対象となりません。</p> <p>■軽減の内容</p> <p>①代わりとなる不動産の面積が、被災した不動産の面積より「小さい」場合は課税されません。 ②代わりとなる不動産の面積が、被災した不動産の面積より「大きい」場合は、被災した不動産の面積相当分の税額が軽減されます。</p> <p>■手続きの時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 代わりとなる家屋を取得して、登記が完了した後となります。 土地を先に取得した場合は、家屋を取得した後となります。 <p>■申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> り災証明書 被災の程度が「全壊」以外の場合は、取り壊したことを確認できる書類 被災した不動産の面積が確認できる書類(固定資産税の納税通知書、固定資産証明書など) 代わりとして取得した家屋の登記簿謄本 <p>※このほか、被災不動産の所有者以外の人が代わりとなる不動産を取得した場合などは、同居を確認できる書類などの提出が必要となる場合があります。</p>
問い合わせ先	沿岸広域振興局大船渡地域振興センター県税室(☎9912)

自動車重量税(国税)	
制度の概要	被災自動車の買い換えに係る自動車重量税の免除(被災自動車の使用者)
内容	被災して使えなくなった自動車(125cc超の二輪車などを含む)を買い換えた場合、最初の車検または車両番号の指定のときに課される自動車重量税が免除されます。 ■対象期限 平成26年4月30日 ※買い換え車両の自動車重量税をすでに納めている場合は、車検証の交付を受けた運輸支局または軽自動車検査協会で「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、税務署に提出することで還付を受けることができます。
問い合わせ先	・運輸支局【岩手運輸支局(☎050-5540-2010)】 ・軽自動車検査協会【岩手事務所(☎019-639-8011)】 ・大船渡税務署(☎☎3481)

自動車税・自動車取得税(県税)	
制度の概要	被災自動車・代替自動車に係る自動車税・自動車取得税の特例
内容	■被災自動車 東日本大震災津波により損壊し、使用不能または所在不明となった自動車は、申し立てにより平成23年度以降の自動車税を課税しない扱いとしています(被災状況申立書、永久抹消している登録事項等証明書が必要です)。 ■被災自動車の代替自動車 被災自動車の平成23年3月11日時点の所有者が、平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に代替自動車を取得した場合は、自動車取得税と平成25年度までの自動車税が非課税となります。 ■非課税の要件 ①被災自動車が被災による永久抹消登録されていること ②平成23年3月11日時点の被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が同一であること ③被災自動車に対応する代替自動車は、被災自動車1台につき代替自動車1台であること ④被災自動車と代替自動車の自家用または事業用区分が同一であること ⑤所有者が亡くなっている場合は、その相続人の人が取得した自動車であること ⑥所有者が消滅した法人の場合は、その法人の合併法人、分割承継法人が取得した自動車であること ■申請に必要なもの ①自動車取得税非課税申請書 ②永久抹消登録した自動車の「被災車両」と記載された登録事項等証明書(軽自動車の場合は、検査記録事項証明書) ③代替自動車の車検証 ※このほか、申請内容により確認書類の提出が必要となる場合があります。
問い合わせ先	沿岸広域振興局大船渡地域振興センター県税室(☎☎9912)



(5) 広報大船渡
25.7.5(No.1010)

印紙税(国税)	
制度の概要	印紙税の非課税措置
内容	政府系金融機関や一定の民間金融機関などで、被災者向けに有利な条件で金銭を貸し付けるときに作成する「消費貸借に関する契約書」や、被災した建物に代わる建物を取得する場合などに被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」などの印紙税が非課税になります。 ※災証明書など、震災の被災者であることの証明書が必要です。 ※すでに印紙税を納付してしまっている場合は、「印紙税過誤納確認申請書」(国税庁のホームページからダウンロードできます)に必要な事項を記入し、契約書の原本とともに税務署に提出することで、還付を受けることができます。 ■対象期間 平成23年3月11日～平成33年3月31日 ※作成する書類の種類により、適用期間が異なることがあります。
問い合わせ先	大船渡税務署(☎☎3481)

贈与税(国税)							
制度の概要	住宅の取得などに関する資金贈与の贈与税の特例						
内容	居住していた、または居住しようとしていた住宅が震災により滅失(通常の修繕では原状回復が困難な損壊を含む)した人が、その直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定の要件を満たすことで贈与税が非課税になります。 ■非課税となる贈与税の上限額 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>課税年度</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年分</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年分～平成26年分</td> <td>①一定の省エネ・耐震基準を満たす住宅=1,500万円 ②①以外の住宅=1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> ■対象期間 平成23年3月11日から平成26年12月31日までの贈与が対象です。	課税年度	上限額	平成23年分	1,000万円	平成24年分～平成26年分	①一定の省エネ・耐震基準を満たす住宅=1,500万円 ②①以外の住宅=1,000万円
課税年度	上限額						
平成23年分	1,000万円						
平成24年分～平成26年分	①一定の省エネ・耐震基準を満たす住宅=1,500万円 ②①以外の住宅=1,000万円						
問い合わせ先	大船渡税務署(☎☎3481)						

《自動車の取得に関する軽減制度》

自動車重量税(国税)	
制度の概要	被災自動車に係る自動車重量税の特例還付(被災自動車の所有者)
内容	「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流された」など、震災により被害を受けて廃車となった自動車(125cc超の二輪車などを含む)の永久抹消登録、または滅失・解体の届け出の手続きをした場合は、車検の残存期間(1カ月未満切り捨て)に応じて、自動車重量税の還付を受けることができます。 ■申請期限 平成26年3月31日 ■申請先 運輸支局または軽自動車検査協会
問い合わせ先	・運輸支局【岩手運輸支局(☎050-5540-2010)】 ・軽自動車検査協会【岩手事務所(☎019-639-8011)】 ・大船渡税務署(☎☎3481)

(4)

声 Interview

岩手県沿岸広域振興局
大船渡地域振興センター
県税室 室長



みかみ とおる
三上 徹 さん

少しでも疑問などがあれば
お気軽に一度ご相談ください

当県税室では、12人のスタッフが勤務していますが、相談などで窓口に来られた方に理解して帰っていただけるよう、ていねいにとことんお話をすることを大切にしています。

税の制度は複雑で難しいため、相談することが何より大事です。制度を知っている方と知らない方では、納税額が大きく違ってくこともあります。役所は決して敷居が高いところではありません。少しでも疑問などがある方は、ぜひお気軽にご相談いただければと思います。

なお、県税である被災自動車・代替自動車の自動車税・自動車取得税の特例については、平成25年度までは非課税ですが、平成26年度からは課税されるのでご注意ください。

所得税(国税)・住民税(県税・市税)

制度の概要	住宅ローンに関する特例														
内容	<p>■被災した住宅に係る住宅ローン控除 住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が震災により居住できなくなった場合、その住宅ローン控除の残りの適用期間も、引き続き、控除の適用を受けることができます。</p> <p>■住宅の再取得などによる住宅ローン控除の特例 震災により、居住用としていた自己所有の住宅に居住できなくなった人が、住宅をローンで再取得して居住するなど一定の要件に該当する場合は、通常の住宅ローン控除の適用に代えて、下表の居住年に応じた借入限度額や控除率により、住宅ローン控除の特例の適用を受けることができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>住宅借入金などの限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>4,000万円(通常の限度額:4,000万円)</td> <td rowspan="5">1.2% (通常の控除率:1.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>4,000万円(通常の限度額:3,000万円)</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>3,000万円(通常の限度額:2,000万円)</td> </tr> <tr> <td>平成26年1月～平成26年3月</td> <td>3,000万円(通常の限度額:2,000万円)</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～平成29年12月</td> <td>5,000万円(通常の限度額:4,000万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この特例は、被災した住宅の住宅ローン控除と重複して適用できます。 ※控除期間は10年間です。</p>	居住年	住宅借入金などの限度額	控除率	平成23年	4,000万円(通常の限度額:4,000万円)	1.2% (通常の控除率:1.0%)	平成24年	4,000万円(通常の限度額:3,000万円)	平成25年	3,000万円(通常の限度額:2,000万円)	平成26年1月～平成26年3月	3,000万円(通常の限度額:2,000万円)	平成26年4月～平成29年12月	5,000万円(通常の限度額:4,000万円)
居住年	住宅借入金などの限度額	控除率													
平成23年	4,000万円(通常の限度額:4,000万円)	1.2% (通常の控除率:1.0%)													
平成24年	4,000万円(通常の限度額:3,000万円)														
平成25年	3,000万円(通常の限度額:2,000万円)														
平成26年1月～平成26年3月	3,000万円(通常の限度額:2,000万円)														
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円(通常の限度額:4,000万円)														
問い合わせ先	大船渡税務署(☎☎3481)														

所得税(国税)・住民税(県税・市税)

制度の概要	被災した宅地を譲渡する場合の特例
内容	<p>震災により、居住用としていた自己所有の住宅を滅失(通常の修繕では原状回復が困難な損壊を含む)した人が、その敷地を災害があった日から7年を経過する日の属する年の年末までに譲渡した場合、一定の要件を満たすことで所得税の減税や控除などの特例を受けることができます。 ※滅失した直前にその住宅に居住していた相続人も対象になります。</p> <p>■譲渡期限 平成30年12月</p>
問い合わせ先	大船渡税務署(☎☎3481)

軽自動車税(市税)

制度の概要	東日本大震災により被災した軽自動車の手続き
内容	<p>■震災により使用できなくなった軽自動車の課税 震災で使用できなくなった車両は、「軽自動車税の課税除外に関する申立書」を提出することで、軽自動車税は課税されません。</p> <p>■震災により代替車両を取得した場合の課税 震災により使用できなくなった軽自動車などに代わるものと認められる車両を取得した場合は、「軽自動車税非課税申請書」を提出することで、平成25年度まで非課税となります。 また、該当車両で、まだ申請していないために課税されている場合は、さかのぼって適用することができます(納付人に後日還付)。 ※詳しくは、広報大船渡平成25年5月7日号(No.1006)をご覧ください。</p>
問い合わせ先	市役所税務課諸税係(☎内線153・170)

《所得税・住民税の軽減制度》

所得税(国税)・住民税(県税・市税)

制度の概要	住宅・家財などに損害を受けた場合の「雑損控除」と「繰越控除」
内容	<p>■雑損控除をまだ適用していない人 震災により、自身や扶養親族が所有する住宅・家財などに損害を受けた人は、次のどちらか有利な方法で、所得税と住民税の軽減または免除を受けることができます。 ①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法(所得税法に基づく「雑損控除」) ②「災害減税法」に定める税金の軽減免除による方法</p> <p>■申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた資産、取得時期、取得価格が分かるもの 被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用などの分かるもの(見積書、領収書など) 被害を受けた資産について受け取る保険金など金額が分かるもの 市町村から交付された「り災証明書」 本人名義の還付金振込先の金融機関名、口座番号の分かるもの 適用する年分の源泉徴収票や社会保険料控除証明書など、所得金額や所得控除額の分かる書類(確定申告書を提出していない人のみ) 適用する年分の確定申告書の控え(確定申告書を提出している人のみ) <p>・認め印</p> <p>■提出先 大船渡税務署</p> <p>■すでに雑損控除を適用している人 雑損控除を適用した年分の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年分以後、最大5年間繰り越すこと(各年分の所得金額から控除)ができます。</p> <p>■申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続きする年分の源泉徴収票や社会保険料控除証明書など、所得金額や所得控除額の分かる書類(確定申告書を提出していない人のみ) 手続きする年分の確定申告書の控え(確定申告書を提出している人のみ) 前年(最新)の繰越控除が分かる申告書の写し、または更正通知書 本人名義の還付金振込先の金融機関名、口座番号の分かるもの <p>・認め印</p> <p>■提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得税と市県民税両方の繰越控除額がある人＝大船渡税務署 市県民税のみ繰越控除額がある人＝市役所税務課
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> 大船渡税務署(☎☎3481) 市役所税務課市民税係(☎内線154)